

2024 年度入学生用
(令和 6 年度)

医学部 リハビリテーション学科 要覧

教育目的・履修要項



大阪公立大学医学部リハビリテーション学科

目次

I. 医学部リハビリテーション学科の教育目的・理念・目標 ---- 1

II. 履修要項

1. 学科等の名称、卒業時の学位、入学定員 -----	2
2. 学年・学期・授業期間等 -----	2
3. 授業時間 -----	2
4. 授業科目の種類 -----	3
5. 授業科目の単位、単位制 -----	3
6. 履修課程と履修上の注意 -----	4
7. 科目ナンバリングのルール -----	7
8. 履修登録 -----	7
9. 成績評価・試験 -----	8
10. 成績評語と GPA 制度・CAP 制 -----	9
11. 既修得単位等の認定 -----	11
12. 定期試験受験心得 -----	12
13. 成績評価についての異議申立 -----	13
14. 休講・欠席について -----	13
15. 副専攻 -----	16
16. 他大学との単位互換制度・単位互換科目 -----	16
17. 転学部・転学科等 -----	17
18. 前期終了時の卒業・早期卒業 -----	17
19. 学籍について -----	17
20. 修学上の配慮・支援について -----	18
21. 教育学習支援基盤「ていら・みす」での学修記録の記入 -----	18
22. 卒業資格（卒業要件） -----	19
23. 基幹教育科目履修課程 -----	20
24. 専門科目履修課程 -----	21
25. 臨床実習科目の履修要件 -----	25
26. 学士修士5年一貫プログラム -----	26

I . 医学部リハビリテーション学科の教育目的・理念・目標

■教育目的

生命の尊さと人の尊厳を重んじることを基礎にした専門知識・技術を教授することにより、豊かな人間性と深い教養を備え、社会に貢献できる有為な人材を育成し、保健・医療・福祉の向上と地域社会並びに国際社会に貢献するリハビリテーション医療専門職者を育成する。

■教育理念・教育目標（学位授与方針）

教育目的に定める人材を育成するため、両専攻が定める卒業要件単位を修得し、次の知識と能力を培った学生に「学士（保健学）」の学位を授与する。

<理学療法学専攻>

1. 生命の尊さと人の尊厳を重んじ、人の痛みや苦しみを分かち合える豊かな人間性
2. 理学療法学分野における科学的専門知識・技術に基づき、疾病予防から身体機能の回復、維持・向上を図り、社会復帰や社会参加を目指す人びとを支援する能力
3. 保健、医療、福祉機関や地域において、他の医療専門職者と連携し、調整的な機能が果たせる能力
4. 地域社会並びに国際社会への貢献に必要な情報リテラシー能力とコミュニケーション能力
5. 理学療法学専攻の社会的役割を認識し、果たすために必要な学術的探究の基礎能力

<作業療法学専攻>

1. 生命の尊さと人の尊厳を重んじ、人の痛みや苦しみを分かち合える豊かな人間性
2. 作業療法学分野における科学的専門知識・技術に基づき、疾病予防から身体機能の回復、維持・向上を図り、社会復帰や社会参加を目指す人びとを支援する能力
3. 保健、医療、福祉機関や地域において、他の医療専門職者と連携し、調整的な機能が果たせる能力
4. 地域社会並びに国際社会への貢献に必要な情報リテラシー能力とコミュニケーション能力
5. 作業療法学専攻の社会的役割を認識し、果たすために必要な学術的探究の基礎能力

Ⅱ．履修要項

1．学科等の名称、卒業時の学位、入学定員

学科	学位	定員
リハビリテーション学科		
・理学療法学専攻	学士（保健学） (Bachelor of Health Sciences)	25
・作業療法学専攻	学士（保健学） (Bachelor of Health Sciences)	25

2．学年・学期・授業期間等

学 年：4月1日～翌年3月31日

学 期：前期：4月1日～9月23日

後期：9月24日～翌年3月31日

休業日：

- ① 日曜日および土曜日（授業調整日除く）
- ② 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日（祝日授業日を除く）
- ③ 春季休業3月20日から4月7日まで
- ④ 夏季休業8月10日から9月23日まで
- ⑤ 冬季休業12月24日から1月7日まで
- ⑥ その他学長が必要と認めた日

詳しい授業期間および試験期間等は、各年度当初に定められる「学事日程」によりま
す。「学事日程」は、毎年度、本学Webサイトなどで確認してください。

ただし、担当教員が必要と認めたときは、その他の期間に授業や試験が行われること
があります。

3．授業時間

時限	時間
1 時限	9:00-10:30
2 時限	10:45-12:15
3 時限	13:15-14:45
4 時限	15:00-16:30
5 時限	16:45-18:15

4. 授業科目の種類

授業科目は、基幹教育科目、専門科目、資格科目および副専攻科目に区分されています。基幹教育科目は主に1年次・2年次において学び、多くの専門科目は2年次以降に学びます。

全学部・学域に共通した基幹教育科目は総合教養科目、初年次教育科目、情報リテラシー科目、外国語科目、健康・スポーツ科学科目、基礎教育科目に分かれます。

○科目区分および開設部局（特例科目を除く）

科目区分		開設部局
基幹教育科目	総合教養科目	国際基幹教育機構
	初年次教育科目	
	情報リテラシー科目	
	外国語科目	
	英語 初修外国語	
	健康・スポーツ科学科目	
基礎教育科目		
専門科目		各学部・学域
資格科目	教職科目	国際基幹教育機構
副専攻科目		各学部・学域 国際基幹教育機構

(1) 専門科目の科目名、単位数、配当年次および必修・選択の区分は、各学科の標準履修課程表を参照してください。

(2) 基幹教育科目、資格科目、副専攻科目の履修については、国際基幹教育機構開設科目要覧（学部・学域生用）等を参照してください。

5. 授業科目の単位、単位制

大学における授業科目の単位においては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準としています。単位の計算方法は、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して決定します。

本学部（学域）において開講する科目は次に掲げる基準により単位数を計算します。

授業の方法	授業時間	単位数
講義・演習	15-30 時間	1 単位
実験・実習	30-45 時間	1 単位

※大学において1単位の修得には「45時間」の学修が必要であり、その際の「1時間」は実際の45分に相当します。すなわち、「2時間」は90分授業（1時限）に相当します。

上記の表を見ると、1週2時間の講義・演習を15週受けると2単位修得できるよう

に見えます。しかしながら、2 単位を修得するためには 90 時間学修することが基本となっており、授業を受けるだけでは不十分です。すなわち、2 単位の修得には、毎週 2 時間の講義の前後に 2 時間の予習と 2 時間の復習をすることが前提となっています。この前提に基づいて、授業では多くの課題（宿題）が課せられることがあります。大学では、常に予習、復習を行いながら授業を受けることが履修の基本であることを忘れないでください。

6. 履修課程と履修上の注意

（1）基幹教育科目

基幹教育科目は、総合教養科目、初年次教育科目、情報リテラシー科目、外国語科目、健康・スポーツ科学科目、基礎教育科目に分かれています。科目名や単位数、必修・選択の区分、配当年次等については、「国際基幹教育機構開設科目要覧（学部・学域生用）」および本冊子に記載されています。

① 総合教養科目

総合教養科目は、思考力、表現力、判断力の基盤の上に、幅広い知識を総合的に活用できる能力を身に付けることを目的としています。

② 初年次教育科目

初年次ゼミナールは、高等教育での主体的な学びを大学入学直後に身に付けることを目的としています。グループディスカッションを通した課題発表等の自発的学修、プレゼンテーションやレポートによる自己表現の経験、異なる視点との出会いによる自己の振り返り、他の専門分野の複数の学生と教員とによる多様な視点の交換を行うことで、能動的な学びの姿勢を身に付けることを目的としています。

③ 情報リテラシー科目

情報リテラシー科目は、情報機器を利活用する際に必要となる情報処理の基礎的な知識と技能に加え、インターネットによるコミュニケーション手法や情報化社会に参画するための情報倫理、情報機器によるプレゼンテーション等のスキルを身に付けることを目的としています。

④ 外国語科目

外国語科目には、「英語科目」と、「初修外国語科目」（朝鮮語・中国語・ロシア語・ドイツ語・フランス語）があります。初修外国語について詳しくは、「国際基幹教育機構開設科目要覧（学部・学域生用）」および「初修外国語履修ガイド」を参照してください。

自分の第 1 言語（母語）を初修外国語科目として履修することはできません。日本語を第 1 言語（母語）としない学生は、特例科目（外国人留学生および日本語を母語としない学生を対象にした日本語科目）を履修し単位を修得した場合、初修外国語の単位として認定されます。

⑤ 健康・スポーツ科学科目

生涯にわたり心身の健康を維持し、より健康的な状態を得るために必要な知識や方法について、主としてスポーツを中心とした行動を通じて具体的、学術的に修得するとともに、健康科学やスポーツ文化が果たすべき役割について、理論と実践を通し理解を深めることを目的としています。

⑥ 基礎教育科目

それぞれの学問領域の基礎教育の中で、基幹教育として提供することが相応しい自然科学系科目を基礎教育科目として提供しています。学士課程教育において、科学の基本的能力として必要とされる学力と能力を養成するために、1・2年次に「数学」・「物理学」・「化学」・「生物学」・「地学」の基礎教育（講義・演習・実験）を実施します。それぞれの科目では、学士課程において必要な科学的基盤を身に付けるのみでなく、専門教育へもスムーズに接続できる知識・技能の修得を目的としています。

また、「情報」の基礎教育科目として、コンピュータやネットワークの動作原理、大量のデータを効率的に蓄積・検索するためのデータベースと、情報検索のしくみ等の修得を目的としています。

（2）専門科目

専門科目においては、各学部・学科、学域・学類の専門科目に加えて、学部・学域によっては共通科目を置き、それぞれの学問分野で共通に求められる知識や思考法等の知的な技法の修得等を目指します。専門科目の科目名、単位数、配当年次および必修・選択の区分は、所属学科等の標準履修課程表を参照してください。

（3）資格科目

教育職員免許状の取得に必要な科目を資格科目といいます。この科目の単位を進級要件や卒業要件の所要単位に含めることはできない場合がありますので注意してください。教育職員免許状の取得を希望する学生は、教職課程に関する説明会に必ず出席し、「教職課程の手引」等を熟読してください。

（4）副専攻科目

副専攻のために特別に開設した科目として副専攻科目があります。副専攻科目の履修については、「副専攻ガイド」等を参照してください。

（5）必修、選択および自由科目の区分

科目は必修、選択、自由科目の種類に区別され、各学部・学科等の定める要件を満たして履修する必要があります。

- ・ 「必修科目」…当該学科等の教育目的を達成するため、卒業要件として修得を必要としている科目。
- ・ 「選択科目」…学生の履修目的に応じて選択し、修得単位を卒業要件に算入する

科目。(選択必修科目を含む。)

- ・ 「自由科目」…履修できるが卒業要件に算入しない科目。

(6) 遠隔授業について

一部授業は、授業支援システム (Moodle) 等によりオンラインで行うことがあります。

(7) 集中講義について

週 1 回の授業ではなく、短期間で授業を行う集中講義を開講することがあります。集中講義の開講日については学生ポータル (UNIPA) により事前に周知します。集中講義の履修登録については、それぞれ前期・後期の履修登録期間中に登録してください。履修登録期間の時点で希望する集中講義の開講日が未定の場合でも、履修希望者は必ず登録してください。

(8) 履修に関する相談について

① オフィスアワー

各授業担当教員は、オフィスアワーを設定しています。これは、指定された曜日・時間には、事前に予約なしでも学生が訪問し、履修に関することや授業中の疑問などを解決するための相談ができる時間のことです。大いに活用してください。(オフィスアワーについては、シラバスを参照してください。)

② その他相談窓口について

履修にあたっては、授業科目の内容説明(「国際基幹教育機構開設科目要覧(学部・学域生用)」やシラバス)を参考にし、標準履修課程表を十分に参照するとともに、履修や進路に関し相談等がある場合は、各学部・学域教務担当または担当教員等に相談してください。

(9) 他学部・学域履修

他学部・学域で開講されている科目を履修することができる場合があります。卒業要件に含めることができるかどうかなどの詳細は所属学科等の卒業要件を確認してください。また、履修できる科目については大阪公立大学 Web サイトに掲載されている「他学部・他学域学生が履修可能な科目一覧」を確認したうえで、履修登録の方法は「履修登録の手引」を参照してください。

(10) 科目名称について

科目名称の末尾に数字あるいは英字等の表現がある場合は、以下のルールを表しています。

- ・ 「〇〇論 1、2～」

科目内容に順序性がある科目群について使用します。ただし、必ずしも 1 の履修が 2 の履修の前提条件になっているとは限りません。

- ・ 「〇〇論 A、B～」

科目内容に順序性がない科目群について使用します。

(11) キャンパスをまたぐ授業の履修について

原則として、各学部・学域の主たる学びのキャンパスで開講される科目を履修してください。ただし、再履修科目、資格科目、副専攻科目、他学部・学域（他学科・学類）科目、その他各学部・学域において必要と認められる科目については、主たる学びのキャンパス以外のキャンパスでの履修が許可されることがあります。なお、個人的都合による理由で主たる学びのキャンパス以外の科目を履修することはできません。

医学部リハビリテーション学科の主たる学びのキャンパスは、羽曳野キャンパス、杉本キャンパス、阿倍野キャンパスです。

7. 科目ナンバリングのルール

科目ナンバリングは、教育課程の体系性を示すために、科目に記号と番号を組みあわせて付与することによって、科目の学問分野、カリキュラム内での位置づけを示す仕組みです。本学では、科目の属性に応じて、アルファベットと数字を組み合わせた 13 桁で構成された番号を、下記のとおり①開設部局・②学問分野・③科目レベル・④科目区分・⑤連番・⑥使用言語・⑦授業形態として各科目に付番しています。詳細は本学 WEB サイトをご覧ください。

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
A	A	A	A	A	A	0	0	0	0	0	-	J 1
①			②			③	④	⑤			⑥ ⑦	

8. 履修登録

(1) 履修登録

① 学生ポータル (UNIPA) による履修登録

科目を履修するにあたっては、各学期はじめの定める期日まで（4月上旬・9月中旬）に学生ポータル (UNIPA) より履修登録をする必要があります。

履修を考えている科目は全て履修登録期間に登録してください。

② 登録上の諸注意

- ・ 標準履修課程表にある標準履修年次などによく注意して登録してください。試験で不合格となった科目の再履修は原則として次年度以降となりますが、一部の前期開講科目については、同一年度の後期に再履修できる場合があります。
- ・ 同一曜日時限に、2 科目以上を重複して履修登録することはできません。

- ・ 既に単位を修得した科目を再び履修することはできません。
- ・ 履修登録できる単位数には上限が設定される場合があります。詳しくは「10. 成績評語と GPA 制度・CAP 制」の項目を確認してください。
- ・ 卒業・進級予定者が集中講義・単位互換科目等を履修する場合、開講日により卒業・進級判定の際の単位に含むことができない場合があるので、履修登録時に教務担当窓口にご相談してください。

③ 履修登録の確認

履修登録の締め切り後の履修登録状況確認日・抽選結果発表日に、学生ポータル（UNIPA）の「抽選希望登録対象一覧」画面および「学生時間割表」画面上にて抽選科目の抽選結果および履修登録内容の確認が可能になります。履修登録状況確認日・抽選結果発表日に登録内容を点検し、希望どおり正しく登録されているか確認してください。特に、エラーが出ている科目については、履修登録修正期間内に修正してください。

※履修登録について、詳しくは「履修登録の手引」を参照してください。

（2）シラバス

シラバスには、各学部・学域のカリキュラムにおける科目の位置付けや授業の方法、授業概要、到達目標、授業計画、成績評価の方法等が記載されています。履修登録にあたっては、授業時間割やシラバス等を確認し、自身の学習計画を立ててください。

9. 成績評価・試験

（1）成績評価方法・単位の修得

履修科目の成績は、シラバスで授業科目ごとに示されている方法で各授業担当教員によって評価され、合格した科目に単位が与えられます。成績の評語については「10. 成績評語と GPA 制度・CAP 制」で記載します。成績は学生ポータル（UNIPA）で確認することができます（定められた期間を除く）。

（2）定期試験

単位の認定は基本的に試験の成績によって行われますが、試験を行わず、レポートや平常の成績等によって単位認定が行われることもあります。試験を実施する場合は、原則として、授業期間終了後（試験期間）に実施します。試験の時間割は学生ポータル（UNIPA）を確認してください。

リハビリテーション学科専門科目の試験を受けることができる学生は、その科目の出席日数が3分の2以上であり、臨地実習及び臨床実習については、出席日数が5分の4以上でなければなりません。

(3) 追試験・再試験

試験を欠席した理由が以下の項目に該当する場合には、科目の開設部局（各学部・学域・学科または国際基幹教育機構）によっては追試験を行うことがあります。

- ① 学生が病気または負傷した場合
- ② 学生の親族が死亡した場合（2 親等以内の親族または同居の親族に限る。）
- ③ 公共交通機関の遅延による場合
- ④ 学生が国家試験等を受験する場合
- ⑤ 学生が裁判員裁判へ参加する場合
- ⑥ その他やむを得ないものと認められた場合

追試験の受験を希望する者は、所定の期間内に信憑書類を添えて科目の開設部局に願い出る必要があります。追試験の実施有無や受験方法等については科目の開設部局に問い合わせてください。

また、定期試験で不合格になった科目の再試験は実施しません。

その他の科目の追試験の実施有無や受験方法等については各開設部局に問い合わせてください。

10. 成績評語と GPA 制度・CAP 制

(1) 成績評語と GPA 制度

履修科目の成績は、下表の基準にもとづき評価され、発表は評語により行います。履修登録した各科目の成績に GP（Grade Point）を割り当てて、その平均を取ったものを GPA（Grade Point Average）といいます。学生の達成度を客観的に評価するための指標として学期ごとに算出され、ただ卒業するために必要な単位を修得するのではなく、学生が主体的にかつ充実した学習効果をあげることを目的としています。GPA は学期ごとに、以下の数式により算出されます。

$$\text{GPA} = \frac{(\text{当該期で得た科目の GP 値} \times \text{その科目の単位数}) \text{の合計}}{\text{※当該期に履修登録した総単位数}}$$

※GPA 対象科目のみ

評語	基準	100 点方式による素点等	GP
AA	授業目標を大きく上回って達成できている	100 点以下 90 点以上	4
A	授業目標を上回って達成できている	90 点未満 80 点以上	3
B	授業目標を達成できている	80 点未満 70 点以上	2
C	最低限の授業目標を達成できている	70 点未満 60 点以上	1
F	最低限の授業目標を達成できていない	60 点未満および成績評価基準にもとづく評価をしない科目で不合格となった科目	0
T (取消)		試験等での不正行為	0
N (認定)		単位認定された科目	対象外
P (合格)		成績評価基準にもとづく評価をしない科目で合格となった科目	対象外

GPA の対象となる科目は、原則として履修登録した全ての科目です。ただし、卒業の所要単位に算入されない科目（資格科目等の自由科目）、上表の単位認定された科目、成績評価基準にもとづく評価をしない科目で合格となった科目は GPA から除かれます。また、成績証明書には、発行した時点での通算 GPA が記載されます。

GPA はアドバイザー等による修学指導に利用するほか、CAP 上限の引き上げ、5 年一貫プログラム申請要件などに活用されます。また、学生自身が履修計画の作成や意欲的な学修活動に活用することを期待しています。

通算 GPA は、以下の数式により算出されます。

$$\text{通算 GPA} = \frac{(\text{各学期で得た科目の GP 値} \times \text{その単位数}) \text{の合計}}{\text{各学期で履修登録した単位数の合計}}$$

※GPA 対象科目のみ

なお、履修登録の締め切り以降は、原則として変更はできません。ただし、以下に示す条件により履修を続けることが困難な場合、特別に履修中止を認める場合があります。

- ① 実際の授業の内容が公開されている『シラバス』と本質的に異なっている場合
- ② 授業についていけないだけの知識不足が発覚した場合

手続きの時期や方法など詳細については「履修登録の手引」を確認してください。

(2) CAP 制

学期内で履修する科目について予習・復習の時間を確保するために、各年度・各学期に履修登録できる総単位数には、上限が設けられています。このことをCAP制（キャップ制）といいます。

1年次の履修上限は年間50単位未満、前期25単位以下、後期25単位以下と定められています。2年次以降も同様です。

通年科目の単位数を計算するときは、通年科目の単位数を開講学期数で割ってそれぞれの学期に振り分けされます。

年次	登録できる単位数		
	前期	後期	年
1年次	25単位以下	25単位以下	50単位未満
2年次以降	25単位以下	25単位以下	50単位未満

原則として、卒業の所要単位に算入されない科目（資格科目等の自由科目）はCAP制の対象外となります。卒業の所要単位に算入される科目の中で、例外的にCAP制対象外となる科目もあります。詳しくは標準履修課程表を確認してください。

同一学期の卒業要件に関する受講申請科目のGPAが3.00以上の場合、直後の学期のCAP上限が4単位引き上げられます。

1.1. 既修得単位等の認定

(1) 既修得単位の認定（編入学および再入学の場合を除く）

入学する前に大学、短期大学（外国の大学等を含む）または大学以外の教育施設において科目を履修し、修得した単位については、学部・学域の履修課程に照らして有益と認められる場合に限り、合計60単位を超えない範囲で本学において修得したものと認定されることがあります。該当者は、入学前までにリハビリテーション学科教務担当へ申し出てください。

なお、他大学との単位互換制度により修得した単位数と合わせて60単位を超えることはできません。

(2) 外部試験等による外国語の単位認定

TOEIC等の外部試験において一定レベル以上のスコアや資格を有している場合、英語科目の単位を認定する制度があります。詳細については、「国際基幹教育機構開設科目要覧（学部・学域生用）」を参照してください。また、申請に使用できる外部試験のスコアの有効期間は1年間です。なお、認定された科目を履修することはできないので注意してください。

12. 定期試験受験心得

- (1) 試験開始までに入室し、試験監督者の指示に従ってください。
- (2) あらかじめ履修登録した科目のみ、受験することができます。
- (3) 受験に際しては、必ず学生証を持参し、着席した机の上に置いてください。学生証を忘れた場合は、事前に所属学部・学域教務担当窓口で仮受験票の交付を受けてください。これを怠った場合は、受験を許可しないことがあります。
- (4) 試験を開始して 30 分経過後の遅刻者は受験を許可されません。
- (5) 30 分を経過しなければ退出は許されません。
- (6) 机には、持ち込みを許可されたもの（教科書、ノートなど）がある場合を除いて、学生証、筆記具以外を置いてはいけません。
- (7) 携帯電話などの電子機器は、特に許可された場合を除き、電源を切り、かばんの中に入れてください。また、音を発する物（たとえば時計のアラーム）などで、他人に迷惑をかけてはいけません。
- (8) 受験中、学生相互間の物品（筆記具を含む）の貸借は一切認められません。また、私語をしてはいけません。
- (9) 配付された答案用紙には、所定の箇所に、学籍番号、氏名などを必ず記入してください。
- (10) 答案用紙は試験監督者から配付されたものを使用し、書き損じた答案用紙も全て提出してください。配付されたものは、許可されたもの以外は持ち帰ってはいけません。
- (11) 試験監督者が不正行為を認めた場合には、受験の停止、退室などを命ずることがあり、受験者はこれに従わなければいけません。
- (12) 対面試験と同様に遠隔試験についても一切の不正行為を禁じます。
- (13) レポート試験について、次の行為に対して不正行為とみなします。
 - ① 他者のレポートの一部または全部を書き写す行為
 - ② 他者にレポート作成を依頼する行為
 - ③ 他者に依頼されて本人の代わりにレポートを作成する行為
 - ④ レポートのデータや資料等を捏造または改ざんする行為
 - ⑤ その他、上記の不正行為に準ずる行為
- (14) 試験（遠隔試験、レポート試験も含む）で不正行為を行った学生に対しては、原則としてその試験実施日が属する学期に履修中の科目の成績を全て無効とします。
- (15) 不正行為を行った学生は、学則に基づいた懲戒処分（訓告、停学、退学）の対象になる事もあります。
- (16) いかなる試験においても、自己または他人のために不正行為をしてはいけません。

13. 成績評価についての異議申立

学生は、その学期の成績評価について、次のような場合に異議を申し立てることができます。

- (1) 成績の誤記入等、担当教員の誤りであると思われるもの
- (2) シラバス等により周知している成績評価の方法に照らして、評価結果等について疑義があるもの

異議申立を行う場合、学生ポータル（UNIPA）に掲載する申立期間内に、各科目の開設部局（各学部・学域・学科教務担当または基幹教育担当）へ申し出てください。

なお、これは成績評価に納得がいかない者が、問い合わせ、また異議申立を行う制度ではないので、注意してください。

14. 休講・欠席について

(1) 気象条件の悪化、交通機関の運休等による授業の休講および定期試験の延期措置について

① 気象条件の悪化による授業の休講について

キャンパス所在地を含む地域に暴風（暴風雪）警報、または各種の特別警報が発令されているときは原則として当該キャンパスでの全ての授業を休講とします（定期試験を含む）。ただし、別表のとおり警報解除の時刻により、全部または一部の授業を行います。

授業中または試験中に、キャンパス所在地を含む地域に暴風（暴風雪）警報、または各種の特別警報が発令されているときは、原則として、実施中の授業・試験についてはそのまま行い、その次の時限から当該キャンパスでの授業は休講とします。

また、学外実習などは、前記事項を踏まえ担当教員の指示により授業を行わないことがあります。（実習施設の所在地を含む地域に暴風（暴風雪）警報、または各種の特別警報が発令されたときは実習を行いません）

なお、気象条件の悪化による授業の休講は、対面授業においてのみ適用されるものであり、遠隔授業においてはこの限りではありません。

② 交通機関の運休による授業の休講について

次の交通機関のいずれかが運休（事故等による一時的な運行停止を除く）を行った場合の授業は原則として休講とします（定期試験を含む）。ただし、別表のとおり運行再開の時刻により、全部または一部の授業を行います。

また、交通機関の計画運休や運休見通し情報が発表された場合は、対象路線や運休期間等の発表内容に基づき、事前に休講とする場合があります。

なお、交通機関の運休による授業の休講は、対面授業においてのみ適用されるものであり、遠隔授業においてはこの限りではありません。

● 杉本キャンパス

- ・ JR 阪和線全線
- ・ JR 大阪環状線全線および Osaka Metro 御堂筋線全線が同時

● 中百舌鳥キャンパス

- ・ 南海高野線全線
- ・ JR 阪和線全線および南海本線全線が同時
- ・ JR 大阪環状線全線および Osaka Metro 御堂筋線全線が同時

● 阿倍野キャンパス

- ・ JR 阪和線全線と南海本線全線が同時
- ・ JR 大阪環状線全線と Osaka Metro 全線が同時
- ・ JR 大和路線全線と近鉄南大阪線全線が同時
- ・ JR 学研都市線全線と京阪本線全線が同時
- ・ JR 神戸線・京都線全線と阪神本線・阪急神戸線・京都本線全線が同時

● 羽曳野キャンパス

- ・ 近鉄南大阪線全線
- ・ 近鉄バスの藤井寺駅前～府立医療センター間と古市駅前～大阪府立大学羽曳野キャンパス・府立医療センター間の両方が同時
- ・ JR 大阪環状線全線と Osaka Metro 全線が同時

③ 地震発生時の取扱い

キャンパス所在地を含む地域で震度5強以上の地震が観測された場合、該当するキャンパスでの当日の授業は休講とします。翌日以降は災害状況等を考慮の上、休講措置の有無を判断します。なお、地震が大阪府内当該地域以外で発生した場合または震度5強未満の場合は、公共交通機関の運行状況に応じて対応することとします。

また、地震を起因とする自然災害等により、避難に関する情報が発表された場合についても状況により休講等の対応を行うことがあります。

(注意事項) ①～③による休講措置がないにもかかわらず、外的要因により登下校が困難になる場合の措置については、⑥を参照してください。また、上記にかかわらず、自らの身の安全を最優先に行動してください。

④ 遠隔授業（同時双方向型に限る）において授業支援システム（Moodle）が停止した場合の休講について

授業支援システムが停止した場合は同時双方向型の授業に限り、原則として休講とします（授業担当教員から履修者へ個別の連絡がある場合は除きます）。ただし、別表のとおり授業支援システムの復旧の時刻により、全部または一部の授業を行います。また、遠隔授業（オンデマンド型）については休講の措置を行いません。

(別表)

- 杉本、中百舌鳥、阿倍野、羽曳野、りんくうキャンパス

運行再開・警報解除 授業支援システムの復旧の時刻	休講となる授業	実施する授業
午前 7 時以前	-	全授業
午前 10 時以前	午前開始の授業	午後開始の授業
午前 10 時を過ぎても解除されない 場合	全授業	-

⑤ その他注意事項

対面授業をオンライン中継する授業（ハイフレックス授業等）の取り扱いについては、対面授業を行っているキャンパスの授業が休講される場合にも同様に休講とします。

上記に挙げる理由以外にも、自然災害等によりキャンパスを含む所在地に避難に関する情報の発表や、Jアラート（全国瞬時警報システム）が発令された場合、学生の安全確保のために休講措置をとる場合があります。

なお、午前 9 時以降における授業の実施については、上記の取扱いを原則としつつ、状況に即して教育推進本部長が例外の判断をする場合があります。その際には、学生ポータル（UNIPA）により周知します。

⑥ 登下校が困難な場合の救済措置

上記により休講措置をとらない場合であっても、学生の居住地または通学経路にある地域で、次のいずれかに該当する事態が発生したことにより学生が授業等に出席できない場合（帰宅困難となる恐れがある場合含む）、後日、授業担当者に欠席届を提出し、配慮を申し出てください。

1. 居住地を含む地域における震度 5 強以上の地震が観測された場合
2. 居住地を含む地域における避難指示の発令
3. 居住地を含む地域における気象警報（暴風（暴風雪）警報、または特別警報）等の発表
4. その他災害等（居住地を含む地域又は通学経路における上述の 3 事由に準ずる災害等）の発生
5. 通学経路上の交通機関の運休又は大幅な遅延の発生

(2) 授業欠席時の取扱いについて

授業を欠席する場合、欠席理由（病気、各種実習、介護等体験、クラブ活動、忌引等）の如何を問わず原則として「欠席届」を授業担当教員に提出してください。授業科目の成績評価等の配慮については、授業担当教員の裁量によります。「欠席届」は、学生ポータル（UNIPA）＞学生 Navi＞「授業・履修」からダウンロードできます。

また、「9. 成績評価・試験」の「(3) 追試験・再試験」に示す理由によって定期試験を欠席する場合は追試験を行うことがありますので、各科目の開設部局（各学部・学域教務担当または基幹教育担当）に相談してください。

なお、以下の場合には特例として通常と対応が異なります。

- 学校感染症に指定されている感染症（季節性インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症等）に罹患した場合、出席停止となり、速やかに大学に報告が必要となります。授業支援システム（Moodle）の「学校感染症罹患時報告」を確認し、報告してください。
- 裁判員制度に伴う裁判に出席する場合
裁判員制度により裁判員（候補者）に選出され、裁判所に出頭するために授業を欠席しなければならない場合は、「欠席届」に加えて、裁判所からの呼出状(写)等を授業担当教員に提出することで、成績評価等についての配慮の対象となります。配慮の内容については、授業担当教員の裁量によります。

15. 副専攻

副専攻とは、全学的な協力体制の下で、複数の専門分野にまたがる横断的な科目の配置を行い、全学の学生が目指すべき進路や興味関心に応じて自由に選択・履修できる教育課程の事を指します。

本学で開設されている副専攻については、「副専攻ガイド」を参照してください。ただし、副専攻のために修得した単位については、進級要件および卒業要件に含まれないことがあるので注意してください。

16. 他大学との単位互換制度・単位互換科目

- (1) 他大学の授業の履修を希望する学生は、大学コンソーシアム大阪等との単位互換協定に基づいて、他大学の授業を履修することができます。毎年度教育推進課から募集の案内があります。詳細は各コンソーシアム等の Web サイトを確認してください。
- (2) 他大学で修得した科目および単位は、本学で履修し、単位を修得したものとみなし、単位が認定される場合があります。
- (3) 本学に在学中に外国の大学との協議等に基づき、当該大学の科目を履修し、単位を修得した場合は、教授会等の承認を経て本学において修得したものとみなし、単位が認定される場合があります。

なお、他大学との単位互換制度により認定される単位の上限は 60 単位までです。

また、入学前の既修得単位制度により修得した単位数と合わせて 60 単位を超えることはできません。

17. 転学部（学域）・転学科（学類）等

在学中に特別の事情で学部・学科等を変更したい人のために、転学部・転学科等という制度があります。ただし、転学部・転学科等を認めていない学部もあります。

なお、転学部・転学科等を希望する学生を受け入れる学部・学科等の事情（定員超過など）により、募集しない場合があります。また、受け入れ先の学部・学科等が定める要件（成績・修得単位数など）を満たす必要があります。転学部等の募集については、毎年 9 月に学生ポータル（UNIPA）にて掲示します。詳細については、各学部・学域教務担当に問い合わせてください。

18. 前期終了時の卒業

本学に 4 年以上在学し、学年の前期終了時に卒業要件を満たし、あらかじめ定められた期日までに卒業を申し出た者については、教授会の議を経て、前期終了時に卒業が認められます。

19. 学籍について

（1）休学

病気その他やむを得ない理由で引き続き 2 ヶ月以上修学できない場合は、「休学願」を提出することにより、休学が認められることがあります。なお、「休学願」の提出は休学を開始する日の前日（前期からの休学の場合は 3 月 31 日、後期からの休学の場合は 9 月 23 日）までに行わなければなりません。また、休学を延長する場合も、上記と同様の手続きをおこなう必要があります。

休学期間は、通算して 2 年を超えることができません。休学期間は在学年数に算入しません。また、学年進行の時期は 4 月です。

（2）復学

休学期間中にその事由が消滅した場合は、申し出て復学することができます。復学するためにはその学期の授業料を納入しなければなりません。

（3）留学

留学を願い出る場合は、担当教員等による指導助言を受けた上で、留学を開始する日の前日までに「留学願」を提出しなければなりません。

（4）退学

退学を希望する場合は、前期をもって退学する場合は前期末、後期をもって退学する場合は後期末までに「退学願」を提出しなければなりません。学期開始後に提出し

た場合は、その学期の授業料を納入しなければなりません。

(5) 除籍

指定された期日までに授業料を納入しなかった場合、あるいは在学年限内に所定の単位を修得できなかった場合で「退学願」の提出のないとき等は除籍となります。

(6) 再入学

退学または除籍された者が、再入学を願い出た場合には、教授会の選考を経て再入学が許可されることがあります。ただし、再入学の願い出は、退学または除籍の日から2年以内に限ります。

20. 修学上の配慮・支援について

疾病・障がいおよび社会的障壁を有する学生で個別具体的な修学上の配慮・支援を必要とする場合は、アクセシビリティセンターまたは各学部・学域アクセシビリティ支援委員に申し出てください。

21. 教育学習支援基盤「ていら・みす」での学修記録の記入

学ぶ力（学習自己管理能力）を高めること、すなわち、

- ・ 目標を意識しながら、学ぶこと
- ・ 自分自身の学びを見つめる（振り返る）目を養うこと
- ・ 学びについて得た気づきを、次の学修に生かすこと

を主な目的として、半期ごとに、教育学習支援基盤「ていら・みす」において、ポートフォリオ（学修記録）への記入を行います。「ていら・みす」へは、学生ポータル（UNIPA）からアクセスしてください。

2 2. 卒業資格（卒業要件）

科目区分／学科・専攻		リハビリテーション学科			
		理学療法学専攻		作業療法学専攻	
基幹教育科目	総合教養科目	10単位	4単位以上 選択	10単位	4単位以上 選択
	初年次教育科目	2単位		2単位	
	情報リテラシー科目	2単位		2単位	
	外国語科目(英語)	6単位		6単位	
	外国語科目(初修外国語)	2単位		2単位	
	健康・スポーツ科学科目	3単位		3単位	
	基礎教育科目	—		—	
専門科目	学部共通専門科目	1単位		1単位	
	学科共通専門科目	33単位	5単位以上 選択	32単位	2単位以上 選択
	専攻専門科目	63単位		67単位	
合計単位数		131単位		131単位	

23. 基幹教育科目履修課程

◎理学療法学専攻・作業療法学専攻 共通

授 業 科 目		授業形態 単位数 ※（ ）は選択科目			開 講 年 次（時間数）								卒業 要件 単位
					1 年		2 年		3 年		4 年		
区分	授 業 科 目 名	講義	演習	実習	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
基 幹 教 育 科 目	総合教養科目												基幹教育 科目 29単位 以上 必修 科目 25 単位 ＋ 選 択 科 目 4 単 位 以 上 (選択科目は 総合教養科目、 外国語科目、 基礎教育科目 から選択)
	※「国際基幹教育機構開設科目要覧」参照	2			30								
		2			30								
		2			30								
		2			30								
		2			30								
	初年次教育科目												
	初年次ゼミナール		2		30								
	情報リテラシー科目												
	情報リテラシー	2			30								
	外国語科目（英語）												
	University English 1A			1	30								
	University English 1B			1	30								
	University English 2A			1		30							
	University English 2B			1		30							
	University English 3A			1			30						
	University English 3B			1				30					
	※「国際基幹教育機構開設科目要覧」参照												
	外国語科目（初修外国語）												
	（朝・中・露・独・仏）入門1			1	30								
	（朝・中・露・独・仏）入門2			1		30							
	※「国際基幹教育機構開設科目要覧」参照												
健康・スポーツ科学科目													
健康・スポーツ科学概論	2					30							
健康・スポーツ科学実習			1	30									
基礎教育科目													
統計学基礎1	(2)				30								
統計学基礎2	(2)					30							
物理学基礎	(2)				30								
生物学C	(2)				30								
情報システム概論	(2)					30							
プログラミング入門B		(2)				30							

【 注 意 事 項 】

1. 科目名称、配当期・配当年次は、変更されることがあるため、最新の時間割等を確認すること。
2. （朝・中・露・独・仏）はそれぞれ 朝：朝鮮語 中：中国語 露：ロシア語 独：ドイツ語 仏：フランス語 を指している。
3. 英語以外の外国語科目（朝・中・露・独・仏）については、当該年度に1言語しか履修できないので注意すること。
4. 第一言語（母語）ではない初修外国語を入学以前に学習したことがある人は、入学前に申請して面接試験等に合格すれば、入門初級履修免除制度を利用して1年次から2年次科目を受講することができる。
詳しくは国際基幹教育機構に問い合わせること。

24. 専門科目履修課程

◎理学療法学専攻

授 業 科 目		授業形態 単位数 ※（ ）は選択科目	開 講 年 次（時間数）								卒業 要件 単位		
			1 年		2 年		3 年		4 年				
区分	授 業 科 目 名	講義	演習	実習	前期	後期	前期	後期	前期	後期		前期	後期
専 門 科 目	学 部 共 通	医学序論	0.9			15							専 門 科 目 102単位 以上 必 修 科 目 97 単 位 ＋ 選 択 科 目 5 単 位 以 上
		心肺蘇生法実習			0.1		3						
	学 科 共 通 専 門 科 目	形態機能学1	2			30							
		形態機能学実習1			2	60							
		形態機能学2	2				30						
		形態機能学実習2			2		60						
		基礎運動学	1				15						
		基礎運動学実習			1		30						
		微生物学総論	1				15						
		臨床薬学	1					15					
		病理学総論	1					15					
		内科学1		1				30					
		内科学2		1					30				
		小児医学	1						15				
		高齢医学	1						15				
		整形外科学1		1				30					
		整形外科学2		1					30				
		神経内科学1		1				30					
		神経内科学2		1					30				
		精神医学総論		1				30					
		リハビリテーション医学	1					15					
		人間発達学		1			30						
		臨床心理学		1			30						
		公衆衛生学		1					30				
		生命倫理学	2					30					
		理学療法学総論	1				15						
		作業療法学総論	(1)					15					
		言語療法学	(1)						15				
		救急蘇生法	1							15			
		地域リハビリテーション論	1							15			
		在宅リハビリテーション論	1								15		
		リスクマネジメント論	1									15	
	障がい者スポーツ指導論	(1)						15					

授 業 科 目		授業形態 単位数 ※（ ）は選択科目	開 講 年 次（時間数）								卒業 要件 単位			
			1 年		2 年		3 年		4 年					
区分	授 業 科 目 名	講義	演習	実習	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
専門科目	理学療法学専攻専門科目	運動学実習A			1			30						(再掲) 専門科目 102単位 以上 必修 科目 97 単位 + 選 択 科 目 5 単位 以上
		理学療法基礎評価学		1			30							
		理学療法基礎評価学実習1			1			30						
		理学療法基礎評価学実習2			1			30						
		理学療法評価学	1						15					
		理学療法評価学実習			1					30				
		理学療法評価学総合実習			2						60			
		物理療法学	1						15					
		物理療法学実習			1				30					
		日常生活活動学	1							15				
		日常生活活動学実習			1					30				
		福祉用具論	(1)						15					
		義肢装具学1		1						30				
		義肢装具学2		1							30			
		運動療法学		1				30						
		運動器理学療法学	2						30					
		運動器理学療法学実習1			1					30				
		運動器理学療法学実習2			1						30			
		スポーツ傷害理学療法学	(1)									15		
		神経理学療法学	2							30				
		神経理学療法学実習1			1						30			
		神経理学療法学実習2			1						30			
		発達理学療法学1		1					30					
		発達理学療法学2		1						30				
		内部障害理学療法学1		1					30					
		内部障害理学療法学2		1						30				
		内部障害理学療法学3		1							30			
		理学療法治療技術実習				1						30		
		老年期理学療法学	1								15			
		難病理学療法学	1								15			
		地域理学療法学1	2							30				
		地域理学療法学2	1										15	
		在宅リハビリテーション実習				1							30	
		健康増進理学療法学	(1)									15		
		総合理学療法論1		1								30		
		総合理学療法論2		1									30	
		理学療法早期体験実習				1	30							
		理学療法臨床実習1				1		45						
		理学療法臨床実習2				4					180			
		理学療法臨床実習3				8						360		
		理学療法臨床実習4				7							315	
		地域理学療法臨床実習				1					45			
		理学療法学研究法1				1				30				
		理学療法学研究法2				1					30			
		理学療法学研究法3				1						30		
		理学療法学研究法4				1							30	

◎作業療法学専攻

授 業 科 目		授業形態 単位数 ※（ ）は選択科目	開 講 年 次（時間数）								卒業 要件 単位		
			1 年		2 年		3 年		4 年				
区分	授 業 科 目 名	講義	演習	実習	前期	後期	前期	後期	前期	後期		前期	後期
専 門 科 目	学 部 共 通	医学序論	0.9			15							専 門 科 目 102単位 以上 必 修 科 目 100 単 位 ＋ 選 択 科 目 2 単 位 以 上
		心肺蘇生法実習			0.1		3						
	学 科 共 通 専 門 科 目	形態機能学1	2			30							
		形態機能学実習1			2	60							
		形態機能学2	2				30						
		形態機能学実習2			2		60						
		基礎運動学	1				15						
		基礎運動学実習			1		30						
		微生物学総論	1				15						
		臨床薬学	1					15					
		病理学総論	1					15					
		内科学1		1				30					
		内科学2		1					30				
		小児医学	1						15				
		高齢医学	1						15				
		整形外科学1		1				30					
		整形外科学2		1					30				
		神経内科学1		1				30					
		神経内科学2		1					30				
		精神医学総論		1				30					
		リハビリテーション医学	1					15					
		人間発達学		1			30						
		臨床心理学		1			30						
		公衆衛生学		1					30				
		生命倫理学	2					30					
		理学療法学総論	(1)						15				
		作業療法学総論	1				15						
		言語療法学	(1)						15				
		救急蘇生法	1							15			
		地域リハビリテーション論	1							15			
		在宅リハビリテーション論	1								15		
リスクマネジメント論	(1)									15			
障がい者スポーツ指導論	(1)						15						

授 業 科 目		授業形態 単位数 ※（ ）は選択科目			開 講 年 次（時間数）								卒業 要件 単位	
					1 年		2 年		3 年		4 年			
区分	授 業 科 目 名		講義	演習	実習	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
専門科目	作業療法学専攻専門科目	精神医学各論		1					30					(再掲) 専門科目 102単位 以上 必修 科目 100 単位 ＋ 選択 科目 2 単位 以上
		運動学実習 B			1			30						
		作業療法管理学1	1								15			
		作業療法管理学2	1										15	
		作業科学実習1			1		30							
		作業科学実習2			1			45						
		作業療法評価学	2					30						
		作業療法評価学各論1		1					15					
		作業療法評価学各論2		1						15				
		作業療法評価学実習			1			45						
		身体障害作業療法学1	2						30					
		身体障害作業療法学2		1						30				
		身体障害作業療法学3		1						30				
		身体障害作業療法学実習			1						45			
		精神障害作業療法学1	2							30				
		精神障害作業療法学2		1						30				
		精神障害作業療法学実習			1						45			
		発達障害作業療法学1	1						30					
		発達障害作業療法学2		1						30				
		発達障害作業療法学実習			1						45			
		老年期障害作業療法学	1							30				
		高次脳機能障害学	1							30				
		作業療法義肢装具学1	1							15				
		作業療法義肢装具学2		1							30			
		福祉用具学	1							15				
		日常生活技術学	1						15					
		日常生活技術学実習			1					30				
		職業関連技術学	1								15			
		地域作業療法学1		1							30			
		地域作業療法学2		1							30			
		作業療法研究法1		1					15					
		作業療法研究法2		1						15				
		作業療法研究法3		1							30			
		作業療法研究法4		1								30		
		作業療法ゼミナール1	1				15							
		作業療法ゼミナール2	1					15						
		作業療法ゼミナール3	1							15				
		作業療法ゼミナール4	1									15		
		作業療法総合演習		1								30		
		作業療法臨床実習1			1		45							
		作業療法臨床実習2			2				90					
		作業療法臨床実習3			5						225			
		作業療法臨床実習4			14							630		
		地域作業療法臨床実習1			2						90			
		地域作業療法臨床実習2			1							45		

25. 臨床実習科目の履修要件

【理学療法学専攻】

- 「理学療法臨床実習1」を履修できる者は、次の科目の単位をすべて修得しているまたは修得見込みであること。
医学序論、形態機能学1・2、形態機能学実習1・2、基礎運動学、基礎運動学実習、理学療法学総論、理学療法基礎評価学、理学療法早期体験実習
- 「地域理学療法臨床実習」を履修できる者は、「理学療法臨床実習1」の単位を修得しており、かつ、以下の先修条件①②のいずれかを満たしていること。
 - ① 3年次前期までに開講されている必修専門科目の単位をすべて修得しているまたは修得見込みであること。
 - ② 3年次前期までに開講されている必修専門科目のうち、不合格あるいは未修得のものが4科目以下であり、専攻会議における審議の結果、「地域理学療法臨床実習」の履修が認められていること。
- 「理学療法臨床実習2」を履修できる者は、以下の先修条件①②をすべて満たしていること。
 - ① 3年次後期までに開講されている必修専門科目（「理学療法臨床実習2」を除く）の単位をすべて修得しているまたは修得見込みであること。
 - ② 「理学療法臨床実習2」に先立ち実施するOSCE（客観的臨床能力試験）に合格していること。

※ なお、単位認定の条件として、3年次学年末に①の科目を修得できなかった場合は、「理学療法臨床実習2」の単位を認定しない。
- 「理学療法臨床実習3」、「理学療法臨床実習4」および「在宅リハビリテーション実習」を履修できる者は、以下の先修条件①②をすべて満たしていること。
 - ① 3年次後期までに開講されている必修専門科目の単位をすべて修得していること。
 - ② 「理学療法臨床実習3」に先立ち実施するOSCEに合格していること。

【作業療法学専攻】

- 「作業療法臨床実習2」を履修できる者は、2年次後期までに開講されている必修専門基礎科目及び必修専門科目のすべてを修得見込みであること。

※ なお、単位認定の条件として、2年次後期末（2年次後期単位認定時）に前記すべての科目を修得できなかった場合は、「作業療法臨床実習2」の単位を認定しない。

- 「作業療法臨床実習 3」を履修できる者は、以下の先修条件をすべて満たしていること。
 - ① 2 年次後期までに開講されている必修専門基礎科目及び必修専門科目のすべてを修得していること。
 - ② 3 年次前期までに開講されている必修専門科目の単位をすべて修得見込みであること。
 - ※ なお、単位認定の条件として、3 年次前期末（前期単位認定時）に前記②の科目を修得できなかった場合は、「作業療法臨床実習 3」の単位を認定しない。
- 「作業療法臨床実習 4」を履修できる者は、以下の先修条件をすべて満たしていること。
 - ① 3 年次後期までに開講されている必修専門科目の単位をすべて修得していること。
 - ② 「作業療法臨床実習 4」に先立ち実施する OSCE に合格していること。
- 「地域作業療法臨床実習 1」を履修できる者は、以下の先修条件をすべて満たしていること。
 - ① 3 年次前期までに開講されている必修専門基礎科目及び必修専門科目のすべてを修得していること。
 - ② 3 年次後期までに開講されている必修専門科目の単位をすべて修得見込みであること。
 - ※ なお、単位認定の条件として、3 年次後期末（後期単位認定時）に前記②の科目を修得できなかった場合は、「地域作業療法臨床実習 1」の単位を認定しない。
- 「地域作業療法臨床実習 2」を履修できる者は、3 年次までに開講されている必修専門基礎科目及び必修専門科目の単位をすべて修得していること。

26. 学士修士 5 年一貫プログラム

リハビリテーション学研究科博士前期課程科目の先行履修と早期修了を組み合わせ、リハビリテーション学科入学から通算 5 年間で博士前期課程を修了するプログラムです（独立した教育課程ではありません）。

具体的には、リハビリテーション学科理学療法学専攻または作業療法学専攻に 3 年以上在学し、研究活動に強い興味関心を持ち、必修専門科目の単位を優秀な成績で修得した学生（各専攻 2 名まで）を対象とし、本プログラムの利用申請・許可を経て、4 年次前期からリハビリテーション学研究科博士前期課程科目の「先行履修」と修士論文を見据えた研究活動を開始します。通常の大学院入学試験を経てリハビリテーション学研究科博士前期課程に入学し、優れた業績をあげて 1 年間で早期修了を目指します。

手続き等

時 期		内 容
学 科	3 年次前期当初	前期課程で指導を希望する教員に相談し、双方合意の上で修士論文を想定した研究活動を開始
	3 年次後期当初	利用申請：別紙*
	3 年次後期末	先取り履修申請：別紙*
	4 年次前期	リハビリテーション学研究科博士前期課程科目の先取り履修を開始
	4 年次	大学院入学試験を受験、合格
	4 年次後期末	リハビリテーション学科卒業（学士の学位を取得）
大 学 院	1 年次 4 月	大学院入学 先取り履修科目の単位認定手続きを行い、修了要件科目を履修し、研究活動を継続
	1 年次 8 月	中間報告会で中間報告を行う
	1 年次 1 2 月	早期修了申請：別紙*
	1 年次 1 月～2 月	学位授与申請書を提出し、学位審査を受ける ※手続きは通常の前期課程の修了年次生と同様
	1 年次末	学位審査に合格し、早期修了（修士の学位を取得）

※別紙*についてはリハビリテーション学科教務担当に問い合わせること

利用条件ならびに申請および承認

< 5 年一貫プログラム利用申請 >

3 年次前期終了時に下記のすべての要件を満たし、研究指導を希望する教員と十分に相談の上、申請してください。期日は別に定めます。

- 1) 3 年次前期までに開講の必修専門科目の単位を全て修得している。
- 2) 3 年次前期までの累積 GPA が 3.1 以上 である。
- 3) 3 年次前期までに開講の研究法関連科目（下記①）の成績が A+ である。

< 先行履修申請 >

3 年次後期に申請してください。期日は別に定めます。なお、先行履修が許可されるためには 3 年次後期終了時に下記のすべての要件を満たしていることが必要です。

3 年次後期までに開講の必修専門科目の単位を全て修得している。

- 1) 3 年次後期までの累積 GPA が 3.1 以上 である。
- 2) 3 年次後期までに開講の研究法関連科目（下記②）の成績が A+ である。

記：研究法関連科目について（2022 年 4 月現在）

理学療法学専攻： ①理学療法学研究法 1 ②理学療法学研究法 2
作業療法学専攻： ①作業療法研究法 1・2 ②作業療法研究法 3

（附） 先行履修申請基準を満たすことができなかった場合は、5 年一貫プログラム利用申請ならびに先行履修申請はなかったものとみなします。

大阪公立大学医学部リハビリテーション学科

羽曳野キャンパス

〒583-8555 羽曳野市はびきの3丁目7番30号

TEL. 072-950-2111 (代)

FAX. 072-950-2131